

浜松市新型コロナウイルス感染症対策応援補助金交付要綱第2条第2号で規定する法人等

- ・社会福祉法人（社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に規定された法人)
- ・医療法人（医療法（昭和二十三年七月三十日法律第二百五号）に規定された法人）
- ・特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法平成十年三月二十五日法律第七号）に規定された法人
- ・一般社団・財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)に規定された法人
- ・公益社団・財団法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年六月二日法律第四十九号）で認定された一般社団・財団法人
- ・学校法人（私立学校法で規定する学校法人(私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第六十四条第四項(専修学校及び各種学校)の規定により設立された法人を含む。)
- ・農事組合法人（農業協同組合法（昭和二十二年十一月十九日法律第百三十二号）に規定された法人
- ・農業法人（会社法の会社又は有限会社に限る。）
- ・水産業協同組合法人（水産業協同組合法（昭和二十三年十二月十五日法律第二百四十二号）に規定された法人

上記団体の企業規模については、中小企業者等の要件と同程度あること。

例：中小企業等の要件でいう資本金は出資金と置き換えて判定する。

- ・権利能力なき社団 社団としての実態を有しながら、法人格を得ていない団体

※社団としての実態を有するとは、以下の4点すべてをみたす状態

- ①団体としての組織を備えていること
- ②多数決の原則が行われていること
- ③構成員の変更にもかかわらず団体そのものが存続すること
- ④代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が確定していること

ただし、以上の4点を満たしていても、権利能力なき社団の構成団体の全てが浜松市新型コロナウイルス感染症対策応援補助金交付要綱（以下要綱と表記）第2条第2号で規定する中小企業基本法（昭和38年法律第154条）第2条第1項に規定する中小企業者等（権利能力なき社団を除く）（中小企業者等と表記）に該当しない団体にあつては、事業内容にかかわらず対象外

また、構成団体の一部が要綱第2条第2号で規定する中小企業基本法（昭和38年法律第154条）第2条第1項に規定する中小企業者等に該当しない場合団体にあつては、事業内容により判断

○判断基準

構成団体がそれぞれ個別申請したと仮定し、業種・業態、対策場所、対策内容等を確認し総合的に判断